



平成24年7月13日
内閣府沖縄担当部局

沖縄振興特別措置法に基づく旅客ターミナル施設等の指定について

内閣府は、沖縄振興特別措置法第26条の規定に基づく沖縄型特定免税店制度に関して、平成24年7月13日付けで港湾内の引渡場所を下記のとおり指定し、官報により公示したので、お知らせします。

記

- 1 所在地
沖縄県那覇市若狭1丁目102番地地先（那覇港内）
- 2 指定部分
那覇港泊八号岸壁ふ頭用地のうち、別図に示す部分
- 3 指定部分に係る面積
62.75㎡

【参考】

沖縄型特定免税店制度においては、これまで免税品購入の対象が空路客のみとなっていたが、クルーズ船による観光客の増加を見込み、本年3月の沖縄振興特別措置法改正により、海路客も対象に追加されたところ。

本制度に基づき、特定販売施設として指定されているDFSギャラリア沖縄（那覇市おもろまち）で購入した免税品の引渡しのため、那覇港内に新たに引渡場所が設置されることから、当該引渡場所の指定を行うもの。

【関係条文】

沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等（空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分をいう。以下この条において同じ。）において購入する物品又は提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある特定販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。）において購入し旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であって、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除する。

【連絡先】

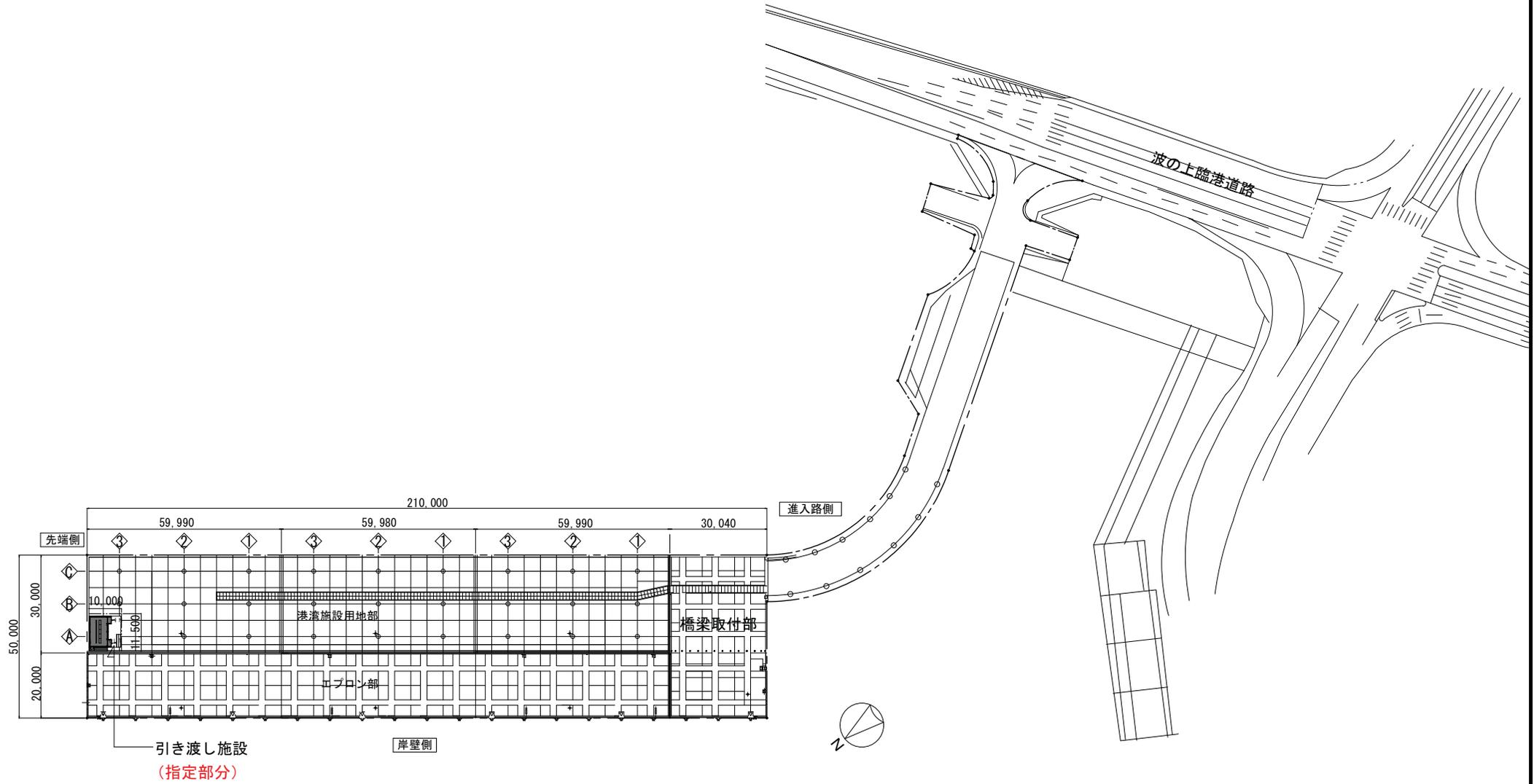
部 署：内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付
企画担当参事官室 佐藤、岩崎
住 所：千代田区霞が関3 - 1 - 1
（中央合同庁舎4号館）
電 話：03 - 3581 - 0990

住 所

那覇市若狭1丁目102番地地先

引渡し施設面積

62.75㎡



沖縄型特定免税店制度

背景・必要性

本制度は、沖縄におけるショッピングの魅力を高めるため、国内観光客に対して輸入品の関税を免除
沖縄型特定免税店は多くの観光客に利用され、**沖縄の観光地としての魅力向上に大きく寄与**

ショッピングは沖縄観光の主要な活動内容の一つであり、ショッピングの魅力を向上させ、海外リゾート地との競争力を高めるためにも、本制度が果たす役割は非常に大きい

沖縄観光客の活動内容 1位:観光地めぐり 65.9%、2位:沖縄料理を楽しむ 40.8%、3位:ショッピング 34.1%

措置の概要

下線部が平成24年度税制改正による拡充部分

免税対象:空路で出域する旅客及び**海路で出域する旅客**

購入場所: 空港内旅客ターミナル施設又は**港湾内旅客施設**
観光地形成促進地域内の特定販売施設

対象品目:すべての物品(購入限度額20万円)

面積要件:**特定小売施設及び特定飲食施設の合計2,000㎡以上**
(現行10,000㎡以上)、**免税店部分1,000㎡以上**(現行5,000㎡以上)

期待される効果

クルーズ船による観光客の誘致
拡大、沖縄ショッピングの魅力向上

観光客の拡大
観光客1人当たり消費額増加による観光収入の増加

< 沖縄型特定免税店運営のスキーム >

